

対内直接投資等に係る「株式・持分の譲渡に関する届出書」の記入の手引

1. 届出が必要な取引又は行為

非居住者である個人が居住者だった時（注１）に取得した本邦にある非上場会社（上場会社及び店頭登録会社以外の会社をいう。）の株式又は持分を外国投資家に譲渡する場合であって、次のいずれかに該当するもの。

- （１） 非上場会社（発行会社）又はその子会社若しくは議決権半数子会社（注２）が行う事業に、事前届出業種（＊）に属する事業が含まれている場合。

＊ 事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一及び別表第二に掲載されている業種に該当する業種並びに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲載されている業種を除く。）をいいます。事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている具体的な事業が含まれますのでご注意下さい。

- （２） 譲り受ける外国投資家の国籍又は所在国（地域を含む。）が日本及び「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域以外の場合。

- （３） 告示（「対内直接投資等に関する命令第３条第６項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件」）第２号に掲げる次の行為。

非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（イランによる投資禁止業種（＊）に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分のイラン関係者（＊＊）に対する譲渡。

＊ イランによる投資禁止業種とは、告示（「国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件」）別表に掲載されている業種をいいます。

＊＊ イラン関係者とは、イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものに実質的に支配されているものであって、外国投資家であるものをいいます。

- （注１） 非居住者個人が居住者だった時に当該株式を取得した時期が昭和５５年１２月１日以降の場合に限ります。

- （注２） 非上場会社（発行会社）の子会社とは、会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、非上場会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、非上場会社（発行会社）の議決権半数子会社とは、非上場会社（その子会社を含む。）が総議決権の 50%を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）であって、当該会社（発行会社）の子会社に該当しないものをいいます。

2. 届出の時期

譲渡の日前 6 か月以内に、居住者である代理人より届出をして下さい。

3. 提出書類及び提出部数

「株式・持分の譲渡に関する届出書」（別紙様式第二）・・・ 3 通

4. 名宛大臣

届出書の宛先には元から「財務大臣及び事業所管大臣」と記入されています。加えて、届出書の記入要領の指示に従い、上記 1.（1）の事前届出業種に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記してください。

5. 届出書の提出先と照会先

（1）提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

（2）本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点）

◎オンラインシステムは 6：00～22：00 まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は 15：30** です。ただし、15：30 までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。

◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。

◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を記載**してください。

◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、**「送信日」**を入力して下さい。

◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付（郵送）いたしますので、大切に保管してください。

郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。